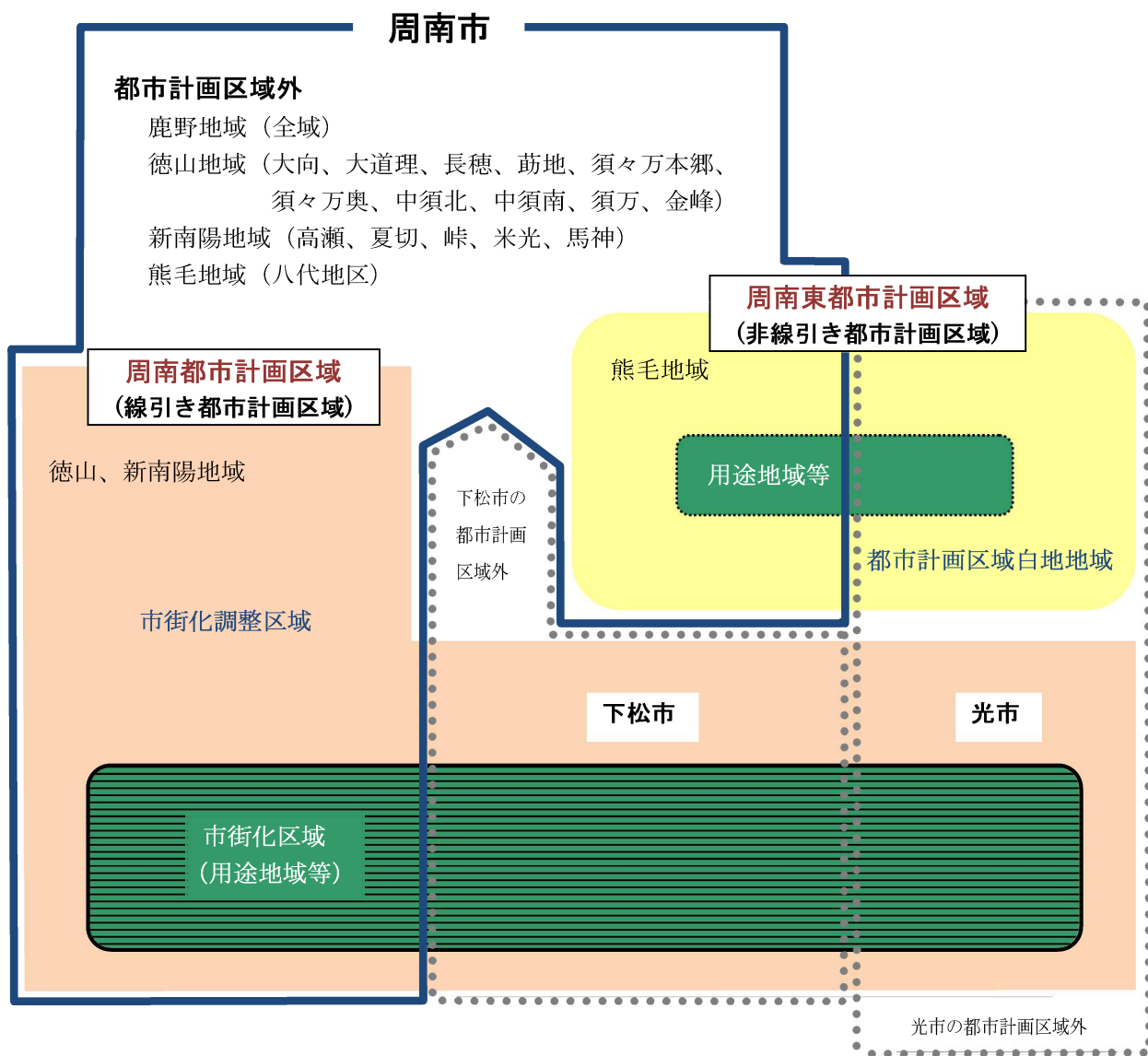


【 模 式 図 】



区域区分を定めた都市計画区域・・・ 必要に応じ計画的に市街化を図る区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）（区域区分を定めない都市計画区域）に区分します。このように区域区分を定めた都市計画区域を線引き都市計画区域、区域区分を定めない都市計画区域を非線引き都市計画区域といいます。

市街化区域・・・既に市街地が形成されている区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、用途地域を定め、道路、公園、下水道など市街地整備の基盤となる都市施設の計画的な整備を図る区域

市街化調整区域・・・市街化を抑制する区域で、市街化を促進するような都市施設の整備は原則的に行いません。

地域地区・・・土地利用の計画を実現してゆくための規制や誘導を定めた地区。用途地域、特別用途地区、美観地区、駐車場整備地区、防火、準防火地域などがあります。

用途地域・・・建築物の用途、形態、建ぺい率、容積率などについて、必要最低限のルールを定めた地区

都市計画区域白地地区・・・区域区分を定めない（非線引き）都市計画区域のうち用途地域が指定されていない地域。基本的には開発を想定しない地域